

# 遊休農地の維持管理を支援します (遊休農地利活用促進事業)

遊休農地の所有者が草刈等の管理作業を法人等に委託した場合、かかった経費の一部を補助します。

※なお、本事業を活用される場合は、補助金交付申請書を提出し、補助金交付決定通知を受けた後に委託するようにしてください。補助金交付決定通知を受ける前に委託したもののについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

## ●補助対象農地の条件

市内にあり、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 農業振興地域農用地区域内の遊休農地であること。
- (2) 農地利活用最適化推進委員が、1ヘクタール以上の集約化が可能な一団の農地の区域内にあると認める農地であること。
- (3) 補助対象農地の面積が10アール以上（複数の所有者による複数の農地が一団で10アール以上となり、すべての所有者が事業実施主体であるものを含む。）であること。

※なお、同一農地の補助は1年度限りとしますが、補助対象農地を農地情報提供事業または農地中間管理機構へ登録されている場合は、2年度とします。ただし、補助対象農地が貸借された場合は、その年度をもって補助を終了します。

## ●事業実施主体

草刈り等の管理作業を法人等に委託した遊休農地の所有者

## ●補助金額

1アールあたり、1,000円（ただし1年度当たり上限30,000円）



### お知らせ

この遊休農地利活用促進事業とは別に、福山市では農業振興と耕作放棄地発生防止を図るため、農地情報提供事業を実施しています。高齢や労力不足などで耕作ができなくなった農地の情報を登録し、農地を借りたい方へ農地情報を提供します。農地を借りたい方も、貸したい方もお気軽にご相談ください。詳しくは、ホームページでご確認ください。

農地情報提供 福山市

検索

【問合せ先】 福山市経済環境局経済部農業振興課

☎084-928-1177 平日8時30分から17時15分まで

2024.4.1